

(仮称)南薩地区新クリーンセンター生活環境影響調査の生活環境影響調査の縦覧状況及び意見書に対する見解について

(仮称)南薩地区新クリーンセンター生活環境影響調査報告書を縦覧に供しましたので、縦覧状況及び意見書に対する見解について報告いたします。

1 縦覧状況について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 2 項及び南薩地区衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第 3 条の規定により、以下のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供した結果、縦覧件数は 3 件でした。

(1) 縦覧期間

令和 2 年 6 月 29 日（月）から令和 2 年 7 月 29 日（水）まで

※ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には縦覧を行わない。

(2) 縦覧時間

午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 縦覧場所及び縦覧件数

縦覧場所	縦覧件数
南薩地区衛生管理組合事務局	1 件
高橋公民館	0 件
上ノ山公民館	0 件
南さつま市役所金峰支所市民課	0 件
枕崎市役所市民生活課	0 件
日置市役所市民生活課	0 件
南さつま市役所市民環境課	2 件
南九州市役所市民生活課	0 件
合計	3 件

2 意見書に対する見解について

(1) 意見書の提出結果について

生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができ、以下のとおり意見書の提出期間を設けました結果、利害関係を有する者及び組合構成市住民から意見書の提出があり、意見書の提出件数は 28 件でした。

ア 意見書の提出期間

令和2年7月30日（木）から令和2年8月13日（木）までの午前9時から午後4時まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日を除く）

イ 意見書の提出場所及び意見書の提出件数

意見書の提出場所		意見書の提出件数
持参	南薩地区衛生管理組合事務局	12件
	南さつま市役所金峰支所市民課	1件
	枕崎市役所市民生活課	2件
	日置市役所市民生活課	7件
	南さつま市役所市民環境課	6件
	南九州市役所市民生活課	0件
郵送		0件
F A X		0件
電子メール		0件
合計		28件

(2) 意見書の内容とそれに対する見解について

提出された意見書の内容とそれに対する見解については、【別紙】意見書の内容と意見書に対する見解に示します。